

令和2年6月18日

保 護 者 様

大阪市立瑞光中学校  
校長 阪井千明

## 6月分学校徴収金の口座振替等について

平素は、本校の教育活動の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、6月分の学校徴収金（生徒費、積立金、PTA会費）の口座振替等について、次のとおり実施いたします。

つきましては、口座振替での納入の方は、「池田泉州銀行 上新庄支店」のご登録口座から口座振替ができますよう前日までに通帳残高の確認をお願いします。

また、現金での納入の方は、期限までに事務室へ納入してください。

### 記

#### 1 6月分口座振替日（口座振替での納入の方）

令和2年6月26日（金）

#### 2 6月分納入期限（現金での納入の方）

令和2年6月30日（火）

#### 3 6月分振替金額（現金での納入の方は、お渡しする「納入通知書」をご覧ください。）

	1年生	2年生	3年生
生徒費			6,000円
積立金	6,000円	6,000円	
PTA会費	600円	600円	1,400円
手数料	11円	11円	11円
合計	6,611円	6,611円	7,411円

#### 4 その他

- (1) 口座振替に際しては、11円の口座振替手数料がかかりますので合わせてご用意をお願いいたします。
- (2) 生活保護法における教育扶助を受給されている方は、生徒費の納入金額が異なります。詳しくは、4月8日に配付しました「月別納入一覧表」をご覧ください。
- (3) 経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対して、必要な援助を行う「就学援助制度」があります。援助を希望される方は、お配りしています「令和2年度(2020年度) 就学援助制度のお知らせ」のパンフレットをお読みいただき、申請書類等の提出をお願いします。なお、パンフレットをなくされた方は、瑞光中学校または大阪市のホームページからダウンロードしていただくか、瑞光中学校事務室までお申出ください。就学援助の申請書類の提出期限は、6月30日（火）までです。

(4) 就学援助の早期1申請及び早期2申請で「認定」となった方の学校徴収金の取扱いについては、次のとおり変更します。

- ア 6月分以降の生徒費については、就学援助費として大阪市教育委員会から直接学校へ支払われることになりますので、毎月の口座振替は行いません。  
ただし、積立金及びPTA会費については引き続き、口座振替を行いますので、「池田泉州銀行 上新庄支店」のご登録口座から口座振替ができますよう通帳残高の確認をお願いします。
- イ すでに納入済みの4～5月分の生徒費については、7月1日（水）に就学援助申請時の届出口座（徴収金届出口座）に支給されますので、通帳をご確認ください。  
また、早期2申請で「認定」となった方には1年生の入学準備補助金（60,000円）もあわせて支給します。
- ウ 4～5月分の生徒費に未納がある場合は、充当させていただきます。
- エ 就学援助制度について、何かわからないことがありましたら、瑞光中学校 事務室  
就学援助担当（電話：6328-5721）までお問い合わせください。